

【東京都北区版】 生成 A I 利用ガイドライン

令和 8 年 1 0 月

東京都北区教育委員会事務局 教育振興部 教育 DX 推進課

I はじめに

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東京都北区の教職員及び児童・生徒が業務や学習で生成A I を利用する際に遵守すべき事項を明記したものである。

生成A I とは、プロンプト(指示・命令文)を与えることで、文章やイラスト・音声等を生成することができる人工知能の一つで、人間の業務・作業をサポートするツールとして活用が期待されている。一方で、利用にあたっては情報漏洩や回答の不正確性、著作権侵害などの問題が指摘されており、ファクトチェック(情報の正確性・妥当性の確認)の重要性など、**最終的には人間の判断によって適切に活用される必要があるものである**という、A I リテラシーを身に付ける必要がある。

本ガイドラインでは、利用時の作業指示(プロンプト入力)や生成された情報の活用時の注意事項等についてまとめており、**生成A I の利用にあたっては、必ず本ガイドラインの内容を確認すること**。また、本ガイドラインに定めがなく、疑義が生じる場合には、教育D X推進課へ問い合わせを行うこと。

なお、本ガイドラインは、国のガイドライン改定、サービス仕様の変更及び教育現場の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 北区立学校の教育活動において利用可能な生成A I

(1) 利用可能な生成A I ツールの条件

北区立学校の教育活動では、以下の条件を満たした生成A I ツールを利用する。

ア 【情報漏洩の防止】

教職員や児童・生徒が入力したデータ(テキスト、画像、音声、ファイル等)が、学習データとして生成A I ツール内のA I モデルのトレーニング(再学習・品質向上)に使われない、オプトアウト(Opt-out)の状態であること。

※オプトアウト設定の種類

① サービス仕様によるもの:

教育機関向けライセンスやAPI 利用等により、利用規約(Terms of Service)上、入力データが再学習に使用されない仕様となっている。

② 管理者・組織設定によるもの:

管理者(教育委員会等)が一括設定等により、ドメイン全体の学習機能をオフに制御する。

③ 個人で設定するもの:

ツール内の設定画面等において、ユーザー自身が「データ学習をオフにする (Chat History & Training off 等)」機能を有効化する。

イ 【権利侵害の回避】

生成 A I ツールの学習データは、ライセンス取得済みのデータやパブリックドメイン (著作権が消滅した) のデータとするなど、学習データを厳選する、出典・参照 URL を明記する等により、生成物による著作権侵害のリスクを低減していること。

※著作権法(第30条の4)

A I の機械学習の目的であれば、他人の著作物を許可なしに複製・学習に使用しても著作権侵害にはならないと考えられる。ただし、具体的な利用態様や生成物の利用方法によっては、著作権侵害等の問題が生じる可能性があるため、最新の法令解釈や国の動向を踏まえて慎重に確認する必要がある。

(このことについての裁判が起こされている状況であることから、今後、法的なルールが作られる可能性がある。)

ウ 【教育上の安全対策】

児童・生徒の利用においては、教育上不適切と考えられる(暴力的・過激・危険・差別的・成人向け等の)生成物を出力しないように制御されていること。

(2) 利用可能な生成 A I ツール

前述の「利用可能な生成 A I ツールの条件」に基づき、きたコンでの使用(Google Workspace for Education Fundamentals ライセンスでの利用 = ○○○@city-kita.ed.jp アカウントでの利用)を前提に、利用可能な生成 A I ツールは以下のとおりである。

ア 小学校：児童(第4学年以上)(教員の監督下での授業内での利用)

- ※ 次期学習指導要領では、総合的な探究の時間(情報の領域)の第4学年以上の学習内容に位置付けられていることから、第4学年からの利用を原則とする。ただし、ICT活用研修(生成 A I)や Gemini 認定教育者認定を受講した教員が授業者となり、例えば第3学年などで、発達の段階やカリキュラムを踏まえて、生成 A I を活用することなどは妨げない。

イ 中学校：生徒

生徒については、利用者が設定等を意識しなくても「条件」の3項目をすべて満たしている(=教育用の利用環境である)生成 A I ツールを利用する。本ガイドラインに示す教育委員会が認めた方法や機能に限り、教育活動の目的に応じて教員の指導のもとで利用

する。常にオプトアウトの状態であるが、入力する情報には、個人情報、非公開情報及び秘密情報を含めないこと。

- ・ **みんなで生成A I コース**(<https://aichat.proguru.jp/>)

利用登録が済んでいない学校は、教育D X推進課に申請し、教育D X推進課が登録する。

すでに利用登録した学校が追加登録する場合には、学校が追加登録する。

利用する際には、各教員がクラスを立ち上げ、児童・生徒にパスワードを周知する必要がある。

画像や動画の生成はできない。

(その他詳細については、マニュアルを参照)

- ・ **Gemini(Gem、Gemini Notebook も含む)**

Google Workspace for Education Fundamentals 環境において利用する。

すぐに答えを返さない『ガイド付き学習』、学習用『Study Notebooks』等の利用を基本とする。

- ・ **教育機関向け Adobe Express(区のG I G Aアカウントにて登録申請済)**

まなびポケットメニューに入っている「Adobe Express」から使用する。

利用にあたっては、利用規約及び著作権に留意する。

- ・ **Canva 教育版(区のG I G Aアカウントにて教育D X推進課が自治体登録予定)**

まなびポケットメニューに入っている「Canva」から使用する。

利用にあたっては、利用規約及び著作権に留意する。

ウ 教職員

教職員については、情報漏洩の防止のためのオプトアウト(学習機能をオフ)の設定、権利侵害の回避や安全対策の判断ができるものとして、児童・生徒の生成A I ツールに加えて、要望の多い大手の生成A I ツールも利用可とする。ただし、オプトアウトを設定しても、多くのサービスでは不正利用監視(モデレーション)の目的で「ログが30日間程度サーバーに一時保持される」仕様になっているため、個人情報や機密情報は入力しない。

児童・生徒と同様に、教育用の利用環境を区のG I G Aアカウント(〇〇〇@city-kita.ed.jp)で利用するもの。

- ・ **みんなで生成A Iコース**(<https://aichat.proguru.jp/>)
- ・ **Gemini(Gem、Canvas、Gemini Notebook も含む)**
Canvas が生成する Web アプリ等で「一部の機能は、18歳以上のユーザーのみご利用いただけます」と表示されるものについては、児童・生徒は使えない。
- ・ **教育機関向け Adobe Express(区のG I G Aアカウントにて登録申請済)**
- ・ **Canva 教育版(区のG I G Aアカウントにて教育D X推進課が自治体登録予定)**

上記以外の生成A I ツールについて、学校側で利用が可能と判断して利用をしたい場合には、規約を確認の上、必ず使用前に教育D X推進課へ申請すること。特に、アウト等により入力データが学習データに利用されないことが、利用規約上明記されていることを確認すること。さらに、入力データの取扱い、保存期間、第三者提供の有無、利用規約及びプライバシーポリシー等を確認し、安全性が確保されていることを確認する。申請を受け、教育D X推進課で確認し、利用の可否を判断し、利用可能な場合はサイトへのアクセス権限等の設定を行う。利用する生成A I ツールは、無償の生成A I ツールとする。区のG I G Aアカウント(〇〇〇@city-kita.ed.jp)で利用し、個人所有のメールアドレスでの利用登録はしない。

- ・ **ChatGPT**
- ・ **Copilot**
- ・ **Claude**

II 生成A Iの使用について

1 データの入力に際して注意すべき事項

以下に示す内容のデータ入力については、禁止とする。

(1) 個人情報(氏名・生年月日・住所等)及び機密性の高い情報(成績情報等)

入力したデータは、学習されて検索対象になったり、当該ツール提供者のモデル学習に利用されたりする可能性があり、東京都北区個人情報管理規程に規定する個人情報の取り扱いにも抵触するため、原則として生成A Iへの個人情報(氏名、生年月日、住所等)及び機密性の高い情報(成績情報等)の入力は禁止する。なお、教育委員会が利用を認めたサービスにおいて教育活動上必要な場合であっても、個人を特定できる情報を入力せず、匿名化その他適切な措置を講じること。

(2) 非公開情報

生成A Iに、東京都北区情報公開条例第8条の各号に掲げる**不開示情報**を入力しては**ならない**。

- ・法令秘情報(第1号)

法令及び条例の規定により、公にすることができないと認められる情報

- ・法人等情報(第3号)

公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- ・生命等保護情報(第4条)

公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序維持に支障が生ずるおそれがある情報

- ・審議協議等情報(第5条)

内外問わず審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- ・事務事業執行情報(第6号)

監査、契約、調査研究等に関する情報で、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるもの※詳細は「**東京都北区情報公開条例**」第8条(区政情報の公開義務)を参照

(3) 他者から秘密保持義務を課されて開示された情報

他者との間で取得した情報を生成A Iに入力する行為は、生成A Iツール提供者という「第三者」に対して秘密情報を開示することになるため、生成A Iに**秘密情報を入力してはならない**。

2 生成物を利用するに際して注意すべき事項

生成A Iツールは、インターネット上の情報の真偽を判断して生成するプログラムになっておらず、生成物の正確性は保証されないため、利用する際は以下に示す事項に注意が必要である。

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性について

生成A Iは、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することでもっともらしい文章を作成していくものであり、フェイク情報も学習してしまうことから、**生成物の内容には虚偽が含まれている可能性があることに注意すること**。

生成A Iは、学習していない非公開のクローズドな情報に関しては正しく回答できない。無理に回答を求めると、もっともらしい嘘やでたらめな回答をする場合がある(これを「ハルシネーション」という)。**生成A Iの特性や限界を把握し、生成物の内容を過信せず、必ず根拠や裏付けを一つずつ確認すること**。

(2) 生成物を利用する行為が誰かの既存の権利を侵害する可能性について

ア 著作権侵害

著作権法の第35条では、授業の過程で行われる著作物の複製利用は部分的に認められているが、生成A Iからの生成物が既存の著作物と同一もしくは類似している場合、当該生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性があるため、以下の留意事項を遵守すること。

(ア) プロンプトに既存著作物、作家名・作品の名称を入力しない(既存著作物を要約した文章を使用することは差し支えない)

(イ) 特に生成物を利用する場合には、生成物が既存著作物に類似しており、著作権の侵害にあたらないかを確認するようにする。

イ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

生成A Iは、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることが知られている。虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法違反や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため、必ず事実確認を行うようにすること。

(3) 生成物の著作権について

生成A Iが単独で生成した生成物(人間による指示なし、又は簡単な指示のみによって生成されたもの)に、現状、著作権は発生しないものと考えられており、その場合、当該生成物は基本的に第三者に模倣される可能性がある。生成A Iによる生成物に著作権が発生するか否かについては、最終的には生成A Iを利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否によって定まるため、生成物をそのまま利用することは極力避け、できるだけ加筆・修正して、自らの著作物として利用すること。

(4) 生成A Iのポリシー上の制限について

本ガイドラインに記載する制限に加え、「A Iを利用した生成物であることの明示」「商用利用の可否」等、各生成A Iツールが独自に設けているポリシー上の制限に注意すること。

特に生成A Iによる生成物を対外的に利用する場合は、「生成A Iにより作成」等と記載することで、情報の透明性と信頼性の確保に努めること。

Ⅲ 生成A Iの活用方策(校務での利活用)

「教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成A Iが社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。」(文部科学省「初等中等教育段階における生成A Iの利活用に関するガイドライン」より)

利活用の際には、生成A Iから一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成A Iの出力はあくまでも「参考事例」であることを認識し、最後は教職員自らがチェックし、推敲・完成させる必要がある。

1 教職員による校務での活用事例

(1) 児童・生徒の指導にかかわる業務支援

- ・ 授業で取り扱う教材や練習問題、テスト問題の構成案作成
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用
- ・ 児童・生徒の生活実態調査等のためのアンケート案の作成
- ・ 校外学習等の実施行程案の作成

(2) 学校行事・部活動にかかわる業務支援

- ・ 運動会の実施種目案作成
- ・ 部活動等の大会・遠征にかかる経費の概算
- ・ 練習メニュー案の作成

(3) 学校の運営にかかわる業務支援

- ・ 時間割・授業時数の調整案作成
- ・ 各種報告書、おたより、通知文、案内文の構成案作成
- ・ 研修資料の進め方や構成案の作成
- ・ 会議や研修、講演会の要約、議事録案の作成
- ・ HP 等広報用資料の構成案作成

(4) 外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整
- ・ 挨拶文や式辞等の原稿案作成
- ・ 外国籍の保護者へのお知らせ文書の翻訳

2 適切ではない活用事例

上記具体例にあるとおり、構成案、調整案など、一つの「参考事例」として取り扱い、**生成 A I が出力したものをそのまま活用したり、内容の正確さを確認せずに使用したりすることは適切ではない。**

IV 生成 A I の活用方策(学習活動での利活用)

「児童生徒の学習場面での利活用にあたっては、生成 A I と人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 A I は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得ることを理解した上で、発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じた上で利活用を検討すべきである。」(文部科学省「初等中等教育段階における生成 A I の利活用に関するガイドライン」より)

活用する際には、**学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。**また、児童・生徒に使わせる際には、**メリット・デメリットに関する学習を十分にを行い、情報モラルを含む情報活用能力を充分育成する必要がある。**

1 学習活動における活用事例

(1) 生成 A I 自体を学ぶこと

- ・ 情報モラル教育及びデジタル・シティズンシップ教育*の一環として、生成 A I の性質

や限界等に児童・生徒が気づくための教材として、生成 A I が出力した誤りを含む生成物を活用する。

※情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度(情報活用能力の一部)

※デジタル・シティズンシップ：デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与し、参加する能力。デジタル社会において、トラブル回避・リスク対応力を育成するとともに、「より良いデジタル技術の使い手」となるため、積極的な ICT 活用を促していくという考え方

(2) 生成 A I を活用して学ぶこと

- ・ グループの考えをまとめたり、アイデアを出したりする活動の途中段階で、**児童・生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見付け議論を深める目的で活用する。**
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や、一人一人の興味・関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- ・ 外国籍の児童・生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。

2 適切ではない活用事例

- ・ 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、**生成 A I による生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出する。**
- ・ 詩や俳句の創作、音楽・美術等表現鑑賞など、**児童・生徒の感性や独創性を発揮させたい場面や初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせる。**
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、**教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせる。**
- ・ 教員が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、**教員の代わりに生成 A I の出力のみに頼る。**
- ・ **定期考査や小テストなどで児童・生徒に使わせる。**
- ・ **児童・生徒の学習評価を、教員が判断せずに生成 A I からの出力のみをもって行う。**

V 教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール・指示等も含む)に基づき利用しているか
- ☐ 校務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか

- 生成A I サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス(判断の偏り)等、生成A I の特徴や限界を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- プロンプトに個人情報を入力していないか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

VI 児童・生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成A I の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成A I サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- 生成A I による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては、不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか
- 学習課題に生成A I の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成A I ツールを選択しているか
- 児童・生徒が学校外で生成A I を利活用する可能性も踏まえ、生成A I の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対して周知し、理解を得ているか
- 利用する生成A I サービスの年齢制限及び利用条件を確認しているか
- 入力する情報に個人情報、非公開情報及び秘密情報が含まれていないか
- 出力内容について根拠資料等により事実確認を行ったか